



## Travel Medical Insurance Plan

Cultural Vistas | Standard Lite

Participant Group ID: ART 18-180429-04TM

## 保険のご利用について

医療を受ける必要がある場合、必ずご自分の条件/状態に適した医療をお探してください。適切な医療機関を選ぶことにより状態を改善し、また、請求や支払いの手続きが円滑になります。以下は適切な医療を選択するためのガイドラインです。

### 救急以外の医療

救急以外の医療を受ける必要がある場合は、最寄りの医師、緊急医療センター、または外来医療クリニックを受診ください。これらの機関はかかりやすく、費用も安価です。救急以外の医療で病院の救急治療室を利用することは米国では適切な方法ではありません。医療機関を探すには、下記のオンライン検索ツールを利用するか、または **Seven Corners** に電話し、ネットワークで最寄りの適切な医療機関を照会してください。救急以外の医療の例として、風邪、インフルエンザ、軽度の負傷、軽症の病気などがあります。

### 救急医療

救急医療を受ける必要がある場合は、最寄りの病院の救急治療室に行くか、または救急サービスに電話して（米国では 911）緊急支援を求めてください。治療時にご自分の保険情報をその医療機関に提示してください。救急医療の例として、重大な事故または重症の病気、および救急車を必要とする状態などがあります。

どのような場合でも、ご自分で状況を判断してください。緊急処置が必要だと思われる場合は、ためらわずにすぐに救急治療室に行ってください。よくわからない場合、または被保険者の状態が重篤でない場合は、救急サービスに電話して支援を求めるか、または最寄りの医師、緊急医療センター、または外来医療クリニックを受診してください。

**ご注意:** 病気で救急治療室を利用し、入院しなかった場合、追加で 250 ドルの免責が適用されます。負傷の場合の救急治療室利用については免責対象にはなりません。

### ID カード

被保険者の保険 ID カードを常時携帯することが非常に重要です。医療機関はこのカードによって被保険者が契約している保険会社を識別します。このカードは被保険者の出発前にお渡ししますので、旅行中は常時携帯してください。

## 医療機関

被保険者は米国内外で希望する医療機関を自由に選択できますが、保険プラン加盟している医療機関を利用されることを強く推奨します。加盟医療機関であれば請求書が支払元に直接に発行され、被保険者が医療費を前払いする必要はありません。

米国内では、加盟医療機関をオンラインで検索し、電話で予約するか、または緊急医療クリニックの場合は直接受診することができます。米国外においても医療機関をオンラインで検索するか、または最寄りの医療機関で治療を受け、医療費を窓口で支払うことができます。支払った医療費は、後日還付請求することができます。

下記の URL より医療機関の検索が可能:

<http://www.envisageglobalinsurance.com/seven-corners/>

## 事前通知

以下の場合、事前に **Seven Corners Assist** に連絡していただく必要があります: (1) 入院 (全世界共通) (2) 入院中または外来から手術 (全世界共通) (3) 緊急移送/帰国 (4) 救援者費用 (5) 旅行の中断 (6) 遺体の送還。緊急入院および緊急事態については 48 時間以内、または可能な限り速やかに **Seven Corners Assist** に連絡していただく必要があります。

## Healthcare Zone

Healthcare Zone では、被保険者の保険プランの詳細、医療機関検索、全保険約款の閲覧、保険金請求書のダウンロード、その他の多くの必要な全情報をオンラインから入手可能です:

<http://www.envisageglobalinsurance.com/student-zone/cultural-vistas/>

## 保険請求

医療を受ける時には、下記のガイドラインに沿って保険会社に請求してください。

**米国内** - ネットワーク加盟医療機関で医療を受け、受診時に被保険者の保険 ID カードを提示した場合、その医療機関は直接 **Seven Corner** の保険請求チームに請求可能で、被保険者が窓口でお支払いいただく必要はありません。被保険者が治療後、医療費の請求書を受け取った場合、または医療機関の窓口で何らかのサービス料金を支払った場合は、保険請求書を作成し、それらの書類を保険請求チームに電子メールで送付してください。

**米国外** - 米国外の場合、最寄りの医療機関で治療を受け、窓口で医療費を支払い、払戻し請求書を送付してください。

**処方薬** - 処方された全ての薬は、購入時に代金を支払う必要があり、その支払いはいずれかの保険請求に追加してください。

## 保険請求書式

保険請求書式のコピーは **Healthcare Zone** からダウンロードできます。この書式に、領収書を添えて下記まで送付してください。

**Seven Corners, Inc.**

303 Congressional Blvd

Carmel, IN 46032

Fax 317-575-2659

[claims@sevencorners.com](mailto:claims@sevencorners.com)

迅速な処理のために、保険請求書および他の保険請求関連書類をスキャンし、電子メールで送付することをお勧めします。

## 保険請求の最新情報

**Healthcare Zone** の **MyAccount** にログインすると、被保険者のすべての保険請求状況を閲覧可能です。ご質問がある場合は保険請求チームに直接に照会できます。また、提出した保険請求に関する最新情報について保険請求チームの電子メールアドレス、

[claims@sevencorners.com](mailto:claims@sevencorners.com) 宛に直接照会することも可能です。

## 補償プラン概要

以下一覧表は当保険の補償範囲となります。各補償内容をご確認ください。詳細につきましては、英文保険約款をご確認ください。

Plan Benefits	Basic Travel
医療費最高額	1人、1件あたり\$100,000
免責額	1人、1件あたり\$100
救急治療室免責額	病気で受診、入院がない場合\$250
自己負担割合	被保険者が免責額を支払い後、保険対象となる費用の次の\$5,000のうち80%についてプランより支払い。それを超える金額については、選択した医療費最高額までプランより100%の支払い。自己負担額最高額は\$1,000
処方薬	医療費最高額まで100%
歯科（保険対象の事故に起因するもの）	1件あたり最高\$2,000
歯科（突然の痛みの除去）	1件あたり最高\$200
医療のための緊急移送/帰国	\$50,000（医療費最高額に加算）
遺体の送還・火葬	\$25,000
救援者費用	\$1,000
旅行の中断	\$1,000
現地の救急車の利用	陸上の救急車、最高\$1,000 救急輸送機、最高\$10,000
自動車事故	医療費最高額まで100%の支払い
政治的理由による避難	1件あたり\$5,000
病室および食費	一般的、合理的通常費用の100%
集中治療	一般的、合理的通常費用の100%
外来治療費	一般的、合理的通常費用の100%
介助サービス	含まれる
補償期間	180日

### 医療費

本プランは、保険期間中に被保険者の母国外で発生した偶発的事故による負傷または疾病の結果、被保険者が支出した費用に関して選択した免責額および補償割合自己負担分を超える部分について、選択した医療費最高額を限度として、合理的かつ通常のコストを支払い

ます（母国における保険適用範囲である場合を除く）。同等または関連する原因によって同時に存在するすべての身体的傷害は 1 件の傷害とみなされます。傷害が以前の傷害と同等、または関連する原因によるものである場合、その傷害は以前の傷害の継続とみなされ、独立的な傷害とはみなされません。負傷または疾病の初診は、負傷が起こった日または疾病が始まった日から 30 日以内でなければなりません。

以下の費用のリストに列挙され、事故が起こった日または疾病が始まった日から 180 日以内に発生した費用のうち免責対象とならない費用のみが保険対象の費用とみなされます。

1. 病院から請求された病室、食事、病棟における看護、その他のサービス（専門サービスを含む）料金。非医療的な性質の専門サービスを除く。ただし、その費用のうち病院の平均的なセミプライベート病室および食事の料金を超えない部分とします。
2. 集中治療または冠状動脈疾患治療および看護サービスに対して請求された料金。
3. 医師による診断、治療、および外科処置に対して請求された料金。
4. 手術室の利用に対して請求された料金。
5. 外来治療に対して請求された料金。これは入院ベースの補償対象となる他の治療と同じ扱いとなります。この料金は、救急外科センター、医師による外来患者の往診/診察、診療所での治療、および手術に関する診療相談の利用を含みます。
6. 麻酔薬の費用および管理費として請求された料金。
7. 薬剤、X 線検査、臨床試験および治療、ラジウムおよび放射性同位元素、酸素、血液、輸液剤、人口肺、および薬物療法に対して請求された料金。
8. 内科医または外科医の処方箋によってのみ入手できる着衣、薬物、および医薬品。
9. 最寄りの病院と必要な医療設備がある最寄りの病院間の地域内移動。そのような移動は、免許を持っている陸上用救急車によって、このサービスの利用時に被保険者が滞在していた都市地域の中でのみ、受取金の一覧表で規定されている金額を限度として補償されます。被保険者が農村地域にいる場合は、免許を持っている救急輸送機による最寄りの都市地域への移動が保険対象とみなされます。

## 医療および旅行サポート

本プランは、有益な旅行および医療支援サービスを 1 日 24 時間、週 7 日間提供します。下記のサービスを利用される場合は、Seven Corners にご連絡ください。

**旅行医療サポート** - 医療救助サービス、医療機関の紹介、ケースモニタリングなどの支援と手配、その他…

**旅行マネジメントサポート** - 到着遅延とそれに伴う接続便の利用不能、ホテルおよびフライトの予約変更、手荷物紛失、旅行関連書類の紛失を含む旅行サポート、現地の医療および旅行アドバイザーに関するサポートおよび情報提供。

**旅行関連情報** - 旅行参加者は [wellabroad.com](http://wellabroad.com) を通じて旅行アドバイザーによる世界の最新の旅行情報等についてのテキストメッセージと電子メールによるアラートに登録できます。

**医療機関サポート** - 世界のどこにいても、現在の場所の近くにある医療機関を見つけるお手伝いをします。

下記 Seven Corners Assist 連絡先に連絡することによって多くの旅行サポートサービスを利用することができます。

フリーダイヤル: 877-702-6767

直通電話: +1 317-582-2622

または電子メール:

[assist@sevencorners.com](mailto:assist@sevencorners.com)



## 自己負担割合

被保険者に保険対象となる負傷または疾病が発生した時、当社は、ID カードに記載されている保険期間免責額を超える保険対象の費用について、ID カードに記載されている医療費最高額を限度として、最初の 5000 ドルに対しては合理的かつ通常の高額の 80%、それ以上に対しては合理的かつ通常の高額の 100%を支払います。本プランの自己負担額最高額は\$1,000 です。いかなる場合も当社の最大支払い責任は ID カードに記載されている医療費最高額を超えることはありません。免責額および補償割合の自己負担額は、この規定がなければ本保険約款の下での補償対象となっていた保険対象費用から成ります。これらの費用は各被保険者が自己負担しなければなりません。

## 救急治療室免責

病気で救急治療室を利用し、入院しなかった場合、追加的に 250 ドルの免責が適用されます。負傷の場合の救急治療室の利用については免責対象になりません。

## 歯科（保険対象の事故に起因するもの）

本プランは、保険対象の事故の結果損傷を受けた健康な自然歯の修復または抜歯のための緊急治療の費用のうち、選択した免責額および補償割合自己負担額を超える部分について、受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払いします。外部の物体との外部的接触に起因する損傷だけが保険対象となります。食事中、または異物を噛んだ時に歯が破損した場合は保険対象とはなりません。

## 歯科（突然の痛みの除去）

本プランは、健康な自然歯の痛みを緩和するための緊急治療の費用のうち、選択した免責額および補償割合自己負担額を超える部分について、受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払いします。\*保険期間が 1 ヶ月以上のプログラムにのみ適用します。

## 医療のための緊急移送/帰国

本プランは、補償対象の負傷または疾病が保険期間中に開始し、医療のために緊急移送または帰国が必要になった（被保険者の病状から判断して、現在の医療施設から治療を受けられる最も近い適切な医療施設への迅速な移送が必要な）場合、発生した保険対象の費用を受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払します。このサービスは、現地の担当医との相談の下で **Seven Corners Assist** によって承認および手配されなければなりません。医療のための緊急移送/帰国とは以下のことを意味します：a) 被保険者の病状から判断して、被保険者が現在いる場所（医療設備が不十分である）から治療を受けられる最も近い適切な医療施設への迅速な移送が必要であるか、または b) 緊急移送後に現地の医療施設で治療を受けた後に、被保険者の病状から判断して、さらに治療を受けるまたは回復するために、適格な担当医の付き添いによる母国への移送が必要である場合、または c) 上記の a) および b) の両方。すべての移送の手配は、最短かつ最も経済的な経路を利用するものとします。医療のための緊急移送または帰国は、現地の担当医との相談の下、**Seven Corners Assist** によって手配されなければなりません。これらのサービスの手配に **Seven Corners Assist** をご利用にならなかった場合保険金の給付は拒否されます。継続的な治療が必要であり、被保険者が旅行可能な状態であると被保険者の担当医が言明している場合、支援会社は継続的な治療のために被保険者を母国へ移送することを要求する権利があります。この決定が行われ、被保険者が母国への移送を選択しなかった場合、その時点以降のいかなる費用もこの保険の下では請求できません。

## 遺体の送還/火葬

本プランは、万一被保険者が死亡した場合、ご遺体を母国に送還するための合理的な保険対象の費用を受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払します。このサービスは **Seven Corners Assist** によって承認および手配されなければなりません。保険対象の費用は、遺体防腐処理、移送に適した必要最小限のコンテナ、輸送費、および必要な政府の許可書を含みますが、それに限定されません。これらのサービスの手配に **Seven Corners Assist** をご利用にならなかった場合、保険金の給付は拒否されます。

## 救援者費用（入院中の家族に合流するための移動）

医療のための緊急移送または帰国が指示され、担当医が被保険者の家族の同伴を推奨する場合、本プランは、被保険者が選ぶ 1 名様分が母国から被保険者が入院している国までの往復エコノミークラス運賃を、受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払します。被保険者が保険対象の負傷または疾病のために 4 日以上入院、担当医が被保険者の家族の付き添いを勧める場合、本プランはその家族の旅費および宿泊費を受取金一覧に記載されている最高額を限度としてお支払します。このサービスは **Seven Corners Assist** によって承認および手配されなければなりません。支払われる給付金は以下に費用を含みます: (1) 往復のエコノミークラス航空運賃、(2) 受取金一覧に記載されている最高額を限度として、支出した合理的な交通費および宿泊費（1 日 200 ドル以内）、(3) 救援者費用の対象期間は、移動を含み 10 日を超えないものとします。これらのサービスの手配に **Seven Corners Assist** をご利用にならなかった場合、保険金の給付は拒否されます。

## 旅行の中断（復路の航空）

親、配偶者、子、兄弟姉妹、または法定後見人が死亡したり、生命に関わる事故または疾病に遭遇したり、被保険者が目的地到着後に帰国する必要がある場合、当社は被保険者の目的地から母国の出発地までの復路のフライト（エコノミー）を手配し、その運賃を支払います。この受取金は 1,000 ドルを限度とします。このサービスは **Seven Corners Assist** によって承認されなければなりません。これらのサービスの手配に **Seven Corners Assist** をご利用にならなかった場合、保険金の給付は拒否されます。

## 政治的理由による避難（安全確保のための避難）

渡航先国で政治的または軍事的事象のために、管轄機関から被保険者が渡航先国を離れるよう勧告が出された場合、または被保険者が渡航先国によって追放されるか、好ましくない人物であると宣告された場合、最も近い安全な場所への移動、または被保険者の母国もしくは居住国への送還のために支払われたすべての合理的費用は、受取金一覧に記載されている最高額を限度として補償対象となります。避難はそのような事象の発生から 10 日以内に行わなければなりません。補償は、被保険者の健康および安全の状態に対応する最

も適切かつ経済的な手段に適用されます。避難の費用は、1人の被保険者に対して1件につき1回支払われます。この受取金が必要な場合、手配は Seven Corners Assist によって行われる必要があります。政治的理由による避難に対する保険金は、被保険者が旅行者に特定国を避けるように勧告する国務省または管轄機関による渡航警告または渡航注意を無視した場合は支払われません。

## 医療および旅行サービス

被保険者は、登録が完了した時点で、支援サービス業者によって提供されるすべての支援サービスを使用する権利を取得します。詳細な情報は本プランの概要に記載されています。

- ・ 1年365日、1日24時間ご利用いただけます。
- ・ 多言語に対応できます。
- ・ 医師/看護師が常駐しています。
- ・ 最寄りの医療機関を見つけることができます。
- ・ 緊急事態の支援を提供します。

これは一般的な健康保険ではなく、母国または居住国から離れている時に使用することを目的とする一時的な旅行医療プログラムであることをご理解ください。本プランは保険対象となる費用であると当社が判断するまで、医療費に関する医療機関や個人への支払を補償しません。被保険者は旅行の経過に関するすべての記録を保持し、適格要件を証明するすべての書類を保険管理者に提出する責任を負っています。

## 当プラン免責事項

下記の事由による事故医療、疾病医療、歯科医療、緊急医療のための移送/帰国、遺体の送還、未成年者の帰国、救援者費用に対してはいかなる給付金も支払われません。

1. 全ての既往症に関わる条件: この免責事項は、緊急移送/帰国、または遺体の送還には適用されません。
2. 治療を受けてから90日以内に保険会社に支払い請求がなされなかった負傷または疾病。
3. 医療上必要ではない治療に関する請求。
4. 被保険者の負担を伴わない請求。
5. 治療に関する合理的かつ通常の請求を超える金額の請求。

6. 実験的/試験的、または研究目的の手術または治療のために発生した請求。
7. 医師が推奨、同意、または医療上必要であり、合理的であると認めていない、サービス、医療用品または治療（入院期間を含む）。
8. 判断能力がある状態での自殺または自殺未遂、または判断能力がある状態での自傷行為またはその未遂。
9. 戦争、敵対行為、準戦争的作戦行動（戦争が宣言されているか否かに関わらず）、侵略、被保険者の国籍またはその行為が行われた国に対する外部の敵による行為、内戦、暴動、反乱、内乱、革命、合法政権の転覆、蜂起の規模に至ったまたは蜂起にいたった市民的騒乱、軍によるまたは不当な方法による権力奪取、兵器の爆発、核、化学、または生物の大量破壊兵器の使用（それらの配備または組み合わせの方法に関わらず）、被保険者の国籍に対する外国の機関による行為であることが合理的とみなされる疑いの余地なく証明された殺人または攻撃（その国との戦争が宣言されているか否かに関わらず）テロリストによる行為。この免責事項において、
  - i. テロリストによる行為とは、政治的、宗教的、イデオロギー的または同様の目的にコミットしている個人またはグループによる、いずれかの政府に対して影響を及ぼす、および（または）公衆もしくは公衆の一部を恐怖に陥れることを意図した行為を意味します。テロリストによる行為には、実際の実力または暴力の行使および（または）その脅しが含まれますが、それに限定されません。また、テロリストによる行為の実行者は、単独で行動する場合と、何らかの組織または国家を代表して、もしくは、それらと連携して行動する場合もあります。
  - ii. 大量破壊核兵器の使用とは、爆発性の核兵器または核装置の使用、あるいは、人または動物に回復不能の傷害または死をもたらすに足るレベルの放射能を放出する核分裂性物質を放出、排出、散布、拡散、漏出させることを意味します。
  - iii. 大量破壊化学兵器の使用とは、適当に分散された場合に、人または動物に回復不能の傷害または死をもたらすに足る固体、液体または気体の化合物を放出、排出、散布、拡散、漏出させることを意味します。
  - iv. 大量破壊生物兵器の使用とは、人または動物に回復不能の傷害または死をもたらすに足る病原性（疾病を誘発する）微生物、および（または）を生物学的に生成された毒物（遺伝子操作された生物および化学的に合成された毒物を含みます）を放出、排出、散布、拡散、漏出させることを意味します。この規定においては、上記の状態の管理、予防または抑止のために取られる措置から直接または間接的に発生した、それに寄与する、それに起因する、その結果である、またはそれに関連するいかなる性質の損失または費用も適用を除外されます。この免責事項のいずれかの部分が無効または強制不能とされた場合でも、それ以外の規定はすべての効力と効果を保持するものとしします。
10. プロの運動競技に参加中に負った怪我。これはプロの運動競技に関連するイベント、

試合、練習、調整およびその他の活動を含みますがそれに限定されません。

11. アマチュアまたは学校対抗の運動競技に参加中に負った怪我。これはアマチュアまたは学校対抗の運動競技に関連するイベント、試合、練習、調整およびその他の活動を含みますがそれに限定されません。この免責事項は、非競争的、レクリエーション的、または校内的な活動には適用されません。注意: スポンサー付き、または組織されたアマチュアまたは学校対抗の運動イベントには、トレーニングキャンプ、チームスポーツまたは一群の人々が 1 つまたは複数のイベント（参加が有料または無料）に参加することが含まれます。
12. 定期の健康診断、予防注射、またはその他の試験で、いかなる客観的な兆候も、健康上の障害もない場合、および実験的な診断または X 線検査。ただし、医師に事前連絡し、医師の立ち会いの下で実施された障害認定の場合はこの免責事項は適用されません。
13. 顎関節の治療。
14. 作業療法、会話療法、レクリエーション療法、音楽療法。
15. 被保険者の近親者または被保険者と生活を共にしている方によって実施または供給されたサービスまたは医療用品。
16. 保険対象となる事故の結果として実施されたものを除く整形または形成手術。本プランにおいては鼻中隔彎曲の治療は整形治療とみなされます。
17. 旅行の目的が医療アドバイス、治療、手術を受けることである場合、母国に帰るまで延期できる選択可能な手術。
18. 義歯または総入れ歯の処置および提供、通常の聴力試験と補聴器の提供。
19. 保険対象となる事故による身体的傷害のために必要となった場合を除く目の屈折矯正またはメガネ用補正レンズの処方もしくはその調整を目的とする視力検査。
20. 被保険者が傷害の発生国の法律によって定義され、規定されている意味における酒酔い状態であったこと、または被保険者が医師の助言に基づいて管理されている場合以外で麻薬の影響の下にあったことが原因または原因の一部である負傷または傷害。
21. 精神および神経障害もしくは安静療法。
22. 先天的異常と、それから派生するまたはそれに起因する条件。
23. 非医療的性質の費用
24. 意図的な自傷行為による傷害または疾病の結果として、またはそれに関連して発生した費用。
25. 重大犯罪の結果として、またはそれに関連して発生した費用。
26. 登山、ハンググライディング、パラシュージャンプ、バンジージャンプ、動物または自動車もしくはオートバイのレース、スノーモービル、オートバイ/スクーターライディング、水中呼吸装置を使用するスキューバダイビング (PADI または NAUI 免許がない場合)、水上スキー、スキーおよびスノーボード、およびスリルを楽しむために行

い、被保険者を異常または極端な身体上の危険にさらす何らかのスポーツまたは運動に参加していた時に負った傷害。

27. 他の個人または団体保険、もしくは雇用者を通じて加入しているその他のサービスまたは医療プリペイメントプランの下で（実際に提供された、または支払われた範囲で）、もしくは義務的な公的保険の下で、または被保険者の費用負担なしの治療のために設立された公的機関によって支払われるまたは提供される治療。
28. 性病の治療および/または診断。
29. 事故による自然歯の傷害で、本プランの下で他に保険対象とされていないものを除く歯科治療。
30. 日常的な歯科治療。
31. 被保険者の保険期間の開始前に受胎した場合の妊娠または妊娠、出産または流産。
32. 事故または妊娠の合併症に起因する流産。
33. 受胎を促進または抑制する、もしくは出産を回避する医薬品、治療または処置。これは人工授精、不妊または不能治療、不妊化またはその逆を含みますがそれに限定されません。
34. 臓器移植および関連する治療。
35. 母国保険範囲の下で規定されているものを除いて、被保険者が母国にいる間に発生した費用。
36. 医療を受けるための母国への旅行が行われた場合に発生した保険対象となっている費用。
37. 医師が旅行を制限または限定した後に旅行中に発生した保険対象となっている費用。
38. 本プランは、核分裂、核分裂または放射能、化学・生物・放射性またはその他の同様の媒体を使用する、またはそれらを含む装置、兵器、または物質の放散、爆発または使用に直接に起因する損失または損害（死亡または傷害を含む）、および関連するコストまたは費用について、それが平和時に発生したか戦争下で発生したか、または誰がそのような行為を行ったかに関わらず、保険対象としません。
39. 性転換手術、または性的不全もしくは性的機能不全の治療。
40. 減量または肥満症の外科治療。
41. AIDS、AIDS 関連症候群（AIDS）、HIV に起因する費用。
42. 学習障害、高度障害、行動障害の治療。
43. 耐久的医療機器の費用。
44. 母国の保険に関連する費用である場合、または、オプションが選択され、適切な保険料が全額支払われていない場合に、米国内で発生した費用。

旅行の中断について：本保険は以下については、対象とはなりません。（1）戦争または何ら

かの戦争行為（戦争が宣言されているか否かに関わらず）、重罪行為への関与・暴動・反乱、速さを競う競技への参加、被保険者が母国を出発する以前に罹患していた既往症で、死亡の原因となる可能性があるもの、被保険者または旅行の同伴者もしくは旅行の同伴者の家族による個人保険プランの変更、ビジネス上または契約上の義務、必要な旅行関連書類（パスポート、ビザなど）を取得できなかった場合、税関当局による拘束または財産の没収、航空会社の事情による遅延（悪天候を含む）、いずれかの政府による禁止または規制、ヨット・チャーター会社の債務不履行、被保険者が旅行手配サービスを購入した会社の債務不履行。

政治的理由による避難：本保険は以下については、対象とはなりません。 1) 他の保険によって、または雇用者を通じて回収可能な損失、 2) a) 被保険者が犯した不正行為または犯罪行為もしくはその未遂、b) 渡航先国の法律への違反の嫌疑（保険会社がそのような嫌疑が不当であるとみなした場合を除く）、または c) 必要な書類またはビザを所持していなかったことによって発生したまたはそれらに起因する損失、 3) a) 負債、破産、倒産またはいずれかの資産の回復、 b) 被保険者による契約またはライセンス条件への違反、または c) 法定為替レートの導入に起因する損失、 4) 被保険者が何らかの契約によって確約している義務に伴う損失。

**ご注意：** この冊子は、プランの受取金と免責事項に関してまとめたものです。正式な保険証書は被保険者の **Healthcare Zone** から入手可能であり、保険請求の裁定においては正式な保険証書が優先されます。この冊子と保険証書に違いがある場合は、保険証書がこの冊子より優先します。